

# ―重要:ご利用になる前に―

この度は、弊社の本ソフトウェア(次頁の利用許諾契約書 第1条にて定義)をご採用くださいましてありがとうございます。

本ソフトウェアをお客様のコンピュータ等において利用する前に、次頁以降の「利用許諾契約書」(以下「本契約」といいます。)を必ずお読みください。

「同意します」ボタンをクリックすることにより、又は本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用することにより、(a) お客様はそれを行うことを許可した団体(例えば、雇用主)を代表して本契約を受諾し、それにより当該団体が本契約により法的に拘束されることを承諾したことになり、かつ、(b) お客様はかかる団体(存在する場合)を代表して行動し当該団体を拘束する権利、権能及び権限を有することを表明しかつ保証したことになります。

お客様が本契約に規定する契約条件に同意しない場合、或はお客様がかかる団体を代表して行動しお客様を拘束する権利、権能及び権限をもっていない場合には、「同意します」ボタンをクリックせず、かつ、本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製又は使用しないでください。本ソフトウェアは本契約により利用許諾されるものであり、お客様に対して販売・譲渡するものではありません。弊社は、お客様が本契約に従う場合にのみ、本ソフトウェアプログラムをダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用し、又は再使用許諾することをお客様に許諾します。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのご利用を許諾することはできません。 本契約にご同意いただけない場合には、お客様がダウンロードした本ソフトウェアを含む全てのファイルを速やか に破棄してください。

本ソフトウェアに関する内容、ご不明な点又はご質問等ございましたら、弊社下記連絡先までご連絡ください。

なお 本契約の適用にあたり 本契約所定の内容に加え 以下のとおり 用語を定義します。

0-00 ( 1 ) C(1) 3 ( 2) ( 1 ) C(1)	
(1) 本LSI	[RX ファミリ マイクロコンピュータ]
(2) 本ドライバ	マイコンの周辺機能に対する制御機能を有する、ソースコードもしくはライブラリ
	形式で提供されるプログラム
(3) 本サンプルプログラム	(2)の本ドライバを利用する上で必要なソースコード形式のサンプルプログラム
(4) 本プログラム	本プログラムは弊社ウェブサイトで公開する型番とします。
	https://www.renesas.com/rdp

※連絡先

ルネサス エレクトロニクス株式会社

カスタマーサポートサービス窓口:[https://www.renesas.com/ja-jp/support/contact.html]

※上記ページからお問い合わせ入力フォームへお進みください。

--本頁以下余白---

# 利用許諾契約書

(クリックオン形式/無償/ソースコード提供/量産目的)

ルネサス エレクトロニクス株式会社(以下「甲」という。)とお客様(お客様が代表して本契約を締結しようとする団体) (以下「乙」という。)とは、次のとおり、ソフトウェアの利用条件につき、契約を締結するものとする。

## 第1条(定義)

本契約において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによるものとする。

- (1)「本LSI」とは、表紙(1)記載の甲製LSIをいう。
- (2)「本ドライバ」とは、表紙(2)記載のドライバをいう。
- (3) 「本サンプルプログラム」とは、表紙(3) 記載のサンプルプログラムをいう。
- (4)「本プログラム」とは、本サンプルプログラムと本ドライバを総称したものをいい、表紙(4)記載の弊社ウェブサイトで公開する型名を有する。
- (5)「本資料」とは、本プログラムに関する資料をいう。
- (6)「本ソフトウェア」とは、本プログラム及び本資料を総称していう。
- (7)「対象ハードウェア製品」とは、本LSIを組み込んだ乙顧客製品をいう。
- (8)「子会社」とは、甲が総株主の議決権の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう。
- (9)「乙顧客」とは、乙が乙のソフトウェアと共に本ソフトウェアをサブライセンスする相手方をいう。
- (10) 「乙のソフトウェア」とは、本 LSI 及び本ドライバとともに動作する乙製プログラムであって、本ソフトウェアと共に乙顧客にライセンスされるものをいう。
- (11) 「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア(改変物等の派生ソフトウェアを含む。)の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア(GPL(GNU general public license)を含むが、それに限らない。)をいう。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接又は間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。

# 第2条 (利用の範囲)

甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲がその権限を有する限度で、本契約有効期間中、 本ソフトウェアに関し、次の各号に定める譲渡不能の非独占的権利を無償で乙に許諾する。

- (1) 乙のソフトウェアの開発・評価等を目的として、乙が管理・所有するコンピュータに本プログラムをインストールする権利
- (2) スのソフトウェアの開発・評価等を目的として、本プログラムを使用及び複製する権利
- (3) 本条第2項に基づき乙顧客にサブライセンスすることを目的として、本プログラムを複製する権利
- (4)前各号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本資料を使用及び複製する権利
- 2. 甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲がその権限を有する限度で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める非独占的権利を乙顧客に乙のソフトウェアのライセンスと共にサブライセンスする権利を乙に許諾する。
  - (1) 本 LSI とともに使用すること及び本 LSI 及び本ドライバとともに動作するプログラム(以下「乙顧客プログラム」という。)を作成することを目的として、乙顧客が管理・所有するコンピュータに本プログラムをインストールする権利
  - (2) 乙顧客プログラムを作成するために本プログラムを複製及び改変する権利
  - (3)オブジェクトコード形式の本プログラム(前号により改変したものを含む。)を複製し、乙顧客プログラムとともに対象ハードウェア製品に組み込んだうえで、全世界において頒布する権利
  - (4)前各号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本資料を使用、複製し、全世界において頒布す る権利

- 3. 前条に基づき乙が乙顧客に対し本ソフトウェアに係る権利をサブライセンスする場合、乙は、乙顧客に対して本契約における自己の義務と同等の義務を課すものとし、かつ当該乙顧客が本契約を遵守することについてその一切の責任を負うものとし、乙顧客その他の第三者に対して甲が一切の直接の責任を負わないよう免責するものとする。
- 4. 乙は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、第三者に対し、本条で許諾された権利を譲渡し、貸与し 又はその占有の移転をしてはならないものとする。

## 第3条(禁止行為)

乙は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める行為を行わない。

- (1)本ソフトウェアに付されている甲及び甲のライセンサーの著作権表示その他の権利に関する表示を除去又は変更すること
- (2)本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアを使用、複製、改変、頒布し、又は再使用許諾その他の処分をすること
- (3)オープンソースソフトウェアとともに使用すること。ただし、Amazon Web Services, Inc.が提供するオープンソースソフトウェア「Amazon FreeRTOS」とともに使用する場合は、この限りではない。
- 2. 乙が前項第3号但書に基づき「Amazon FreeRTOS」を使用する場合、その利用条件に従うものとし、かつ甲が当該オープンソースソフトウェアに関していかなる義務または責任を有しないこと及び乙が当該オープンソースソフトウェアを利用する場合であっても本契約に定める乙の義務が有効に存続することに同意するものとする。また、乙は、当該オープンソースソフトウェアの利用条件の拘束をうけて、本ソフトウェアが第三者への開示・再実施許諾等の対象とならないよう、必要な措置をとらなければならない。
- 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第4条(保証)

甲は、商品性及び特定目的との合致に関する保証並びに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、本ソフトウェアに関して、こに対していかなる保証も行わないものとする。

- 2. 甲は、乙による本ソフトウェアの利用に関し、乙に対し、乙の損害に対するものを含め、いかなる責任も負わないものとする。
- 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第5条(権利の留保)

本ソフトウェアに係る一切の知的財産権等は甲に帰属し、本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を乙に移転するものではない。本条において明示的に許諾した権利を除いて、甲は、本契約に基づき本ソフトウェアに関し、乙に対し、甲の産業財産権、著作権、半導体回路配置利用権、営業秘密その他すべての知的財産権に基づく何らの実施権、使用権又は利用権をも許諾するものではない。

- 2. 乙は、甲から引渡された本ソフトウェアに付された甲及び甲のライセンサーの著作権表示その他の権利に関する表示を、第2条の規定に基づき乙が作成する複製物にも付す。ただし、かかる権利表示が物理的に不可能又は著しく困難な場合には、甲及び甲のライセンサーの権利保護のため、他の適切な手段をとるものとする。
- 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第6条 (第三者からの請求等)

本契約に基づき乙に許諾された権利の行使に関連して、乙が乙顧客その他の第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、甲は、当該請求等に関しいかなる責任も負わないものとする。

- 2. 乙は、本ソフトウェアに関する権利の有効性、侵害又は侵害のおそれに関わる何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。
- 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第7条(秘密保持)

乙は、事前に甲から書面による承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して甲から開示を受けた一切の情報を秘密情報として管理するものとし、第三者に開示し又は漏洩せず、且つ、本契約に定める目的以外のために 秘密情報を使用してはならないものとする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、甲の秘密情報として取り扱わないものとする。
  - (1) 開示のとき乙が既に保有し又は既に公知であった情報
  - (2) 開示後、乙の青によらず公知となった情報
  - (3) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
  - (4) 乙が独自に開発した情報
- 3. 乙は、秘密情報を知る必要のある必要最低限の従業員にのみ開示、本契約の履行以外の目的で使用させないものとする。
- 4. 乙は、開示を受けた秘密情報を、自己の秘密情報に対するものと同等の注意義務(ただし、善管注意義務を下回らないものとする。)をもって管理し、開示を受けた秘密情報の不正使用、公表、公開を行わないものとする。
- 5. 第1項の規定にかかわらず、乙は、乙顧客に対し、第2条第2項に定める再利用許諾に必要な範囲で、第2条 第3項の規定を遵守することを条件として、甲の秘密情報を開示することができるものとする。
- 6. 第1項の規定にかかわらず、乙は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき甲の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合、乙は甲に直ちにその旨を書面にて通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく甲に協力するものとする。
- 7. 本契約に基づく甲による秘密情報の開示は、当該秘密情報について何らの権利も他の当事者に付与するものではない。
- 8. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

#### 第8条(有効期間)

本契約は、第9条による解除、又は甲若しくは乙から本契約を終了する旨の意思表示がなされない限り有効と するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約の各条項において前項の期間と異なる期間を定めている場合には当該定めが優先するものとする。

## 第9条(解除)

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約の条項の一に違反し、且つ、当該違反に関する甲の書面による通知を受領後30日以内にこれを是正しないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、又は破産、会 社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
- (3) 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき
- (5) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- (6) 甲乙間の信頼関係を破壊すると甲が認める行為を行ったとき

(7) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

## 第10条(契約終了時の措置)

本契約が終了した場合、乙は、本ソフトウェアおよびの全ての複製物を一切使用、複製、改変しないものとし、且つ、本ソフトウェアの複製物を一切頒布してはならない。乙は、本契約終了後15日以内に、甲の選択に従い、乙が保有する本ソフトウェア及びこれらの全ての複製物を甲に返却するか、破棄したうえでその確証を甲に提出する。

2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第11条 (輸出関連法令の遵守)

乙は、本契約の履行に関連して、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令の規制に服する製品、技術若 しくは役務の全部又は一部を輸出又は提供する場合、同法令に従って必要な許可を取得し、適用ある関係外 国政府の規制を遵守するものとする。

2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第12条(反社会的勢力(暴力団等)の排除)

甲は、乙が、個人であると団体であるとを問わず(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき、又は、乙が、同法第三十二条の二に規定する事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2. 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合には、乙に損害が生じてもこれを一切賠償しない。
- 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

# 第13条(一般条項)

乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約に基づき生じた権利又は義務の全部又は一部 を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。

- 2. 本契約の規定の一が無効または適用されないと判断された場合であっても当該規定はその有効性を確保する ために必要な範囲で効力を有し、本契約のその他の規定は引き続き効力を有するものとする。
- 3. 当事者の一方が、相手方による本契約の義務の履行を要求しなかったとしても、このことは、その後に 当該義務又は他の義務の履行を要求する権利を放棄したとはみなされない。
- 4. 甲及び乙の関係は、独立した当事者としての関係を継続するものであり、本契約のいずれの規定も、甲及び乙間にパートナーシップ、ジョイントベンチャー、雇用、又は代理関係を創設するものではない。いずれの当事者も、他方当事者を拘束するいかなる権限も有しない。
- 5. 本契約は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとする。本契約の改訂、変更又は追加は、書面により規定され、各当事者の正当に授権された代表者により記名、押印されない限り、有効とはならず当事者を拘束しないものとする。
- 6. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

# 第14条 (準拠法及び裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

## 第15条 (協議)

本契約に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

以上